

滋賀県交通安全スローガンを募集します

交通安全意識の高揚を図り、交通事故のない、安全で住みよい湖国滋賀を築くため、平成20年度の交通安全県民総ぐるみ運動などのイベントに広く使用する「交通安全スローガン」を募集します。

●応募期間

9月21日(金)から

10月31日(水)まで

●応募資格

県内在住されている方または、県内に勤務・通学されている方

●募集の内容

県民みんなで交通安全をすすめる雰囲気があふれる、滋賀県らしい特徴のあるもの。

●応募方法

スローガンの名称、住所、氏名、年齢、電話番号、職業(学生の場合は学校名・学年)を記入の上、ハガキで住民課生活環境交通担当または、滋賀県交通政策課(交通対策協議会)までご応募ください。
※ハガキ1枚につき作品を1点記入してください。

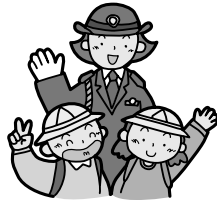
●審査等

スローガンの審査は、滋賀県交通対策協議会において行い、入賞者には、薄謝を贈呈します。

「秋の全国交通安全運動」が始まります

9月21日(金)から30日(日)までの10日間、「秋の全国交通安全運動」が開かれます。

皆さん、事故のないよう、交通安全に心がけてください。



●問い合わせ先

◆住民課 生活環境交通担当

〒529-1698

日野町河原一丁目1番地

☎6578 有線☎7784

◆滋賀県交通政策課(交通対策協議会)

〒520-8577

大津市京町四丁目1-1

☎077-528-3682

平成20年4月1日から

パートタイム労働法が変わります



短時間労働者一人ひとりが、安心して納得して働くことができるために、さまざまな働き方に応じた公正な待遇を実現することを目的に、「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律」が来年4月1日(一部については平成19年7月1日から)から施行されます。

☆改正のポイント☆

1 労働条件の文書交付・説明義務

労働条件を明示した文書の交付等の義務化(過料あり)など

2 均衡のとれた待遇の確保の促進

◎すべてのパート労働者を対象に、通常の労働者との均衡のとれた待遇の確保措置の義務化など
◎特に、通常の労働者と同視すべき短時間労働者に対しては、差別的取り扱いの禁止

3 通常の労働者への転換の推進

通常の労働者への転換を推進するための措置を義務化

4 苦情処理・紛争解決援助

◎苦情を自主的に解決するよう努力義務化
◎行政型ADR(調停など)の整備

5 事業主等支援の整備

短時間労働援助センターの事業の見直し(事業主等に対する助成金支給業務に集中)

◆問い合わせ先

滋賀労働局雇用均等室
☎077-523-1190

